

表 4－2 概況調査の結果（平成 16 年度）

測 定 項 目		環境基準値 (mg/ℓ)	検出限界値 (mg/ℓ)	測 定 地区数	検 出 地区数	環境基準 超過の 地区数
環 境 基 準 項 目	ジクロロメタン	0.02	0.002	59	0	0
	四塩化炭素	0.002	0.0002	59	0	0
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	59	0	0
	1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.002	58	0	0
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	58	1	0
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	59	1	0
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	59	0	0
	トリクロロエチレン	0.03	0.002	58	0	0
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	58	2	0
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	59	0	0
	ベンゼン	0.01	0.001	59	0	0
	カドミウム	0.01	0.001	29	0	0
	全シアン	不検出	0.1	29	0	0
	鉛	0.01	0.005	29	0	0
	六価クロム	0.05	0.04	29	0	0
	砒素	0.01	0.005	29	1	1
	総水銀	0.0005	0.0005	29	0	0
	P C B	不検出	0.0005	29	0	0
	チウラム	0.006	0.0006	29	0	0
	シマジン	0.003	0.0003	29	0	0
	チオベンカルブ	0.02	0.002	29	0	0
	セレン	0.01	0.002	29	0	0
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.02	29	28(2)※	0
	ふっ素	0.8	0.1	29	3(0)※	0
	ほう素	1	0.02	29	2(0)※	0
要 監 視 項 目	フタル酸ジエチルヘキシル	(0.06)	0.006	29	0	(0)
	ニッケル	—	0.005	29	0	—
	アンチモン	(0.02)	0.001	29	1	(0)

(資料：環境政策課)

※ ()内は、汚染の判断基準を超えて検出された地区数。汚染の判断基準は以下のとおり。
 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 5 mg/ℓ、ふっ素 0.4 mg/ℓ、ほう素 0.5 mg/ℓ

(備考) 1 調査地点数は 1 地区 1 地点の計 60 地点である。
 2 要監視項目については、公共用水域等における指針値を括弧内に示した。
 3 福井市(特例市)分を含む。